文部科学省

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正の背景について

令和３年６月１７日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

参事官補佐　酒井啓至

目次

1. 中央教育審議会での議論
   - （１）「令和の日本型学校教育」の構築について
   - （２）中央教育審議会での議論を踏まえた通信制課程の在り方
2. 各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正
   - （１）各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
   - （２）高等学校における「三つの方針」の策定・公表
3. 高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正
   - （１）通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
   - （２）サテライト教育施設の教育水準の確保
   - （３）多様な生徒へのきめ細かな対応
   - （４）主体的な学校運営改善の徹底

１．（１）中央教育審議会での議論（令和の日本型学校教育）

平成３１年４月　中央教育審議会諮問「新しい時代の初等中等教育の在り方について」

（諮問事項）１．新時代に対応した義務教育の在り方
２．新時代に対応した高等学校教育の在り方
３．増加する外国人児童生徒等への教育の在り方
４．これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

中央教育審議会
　初等中等教育分科会
　　新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会
　　新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ

令和２年１１月
◆新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）
～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～

令和３年１月
◆中央教育審議会答申 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

令和３年２月
◆通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～(答申)【概要】

令和３年１月２６日
中央教育審議会

第Ⅰ部　総論

１．急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施
ＩＣＴの活用

一人一人の児童生徒が，自分のよさや可能性を認識するとともに，あらゆる他者を価値のある存在として尊重し，多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え，豊かな人生を切り拓き，持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

２．日本型学校教育の成り立ちと成果，直面する課題と新たな動きについて

成　果

- 学校が学習指導のみならず，生徒指導の面でも主要な役割を担い，児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで，子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は，諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
  ①学習機会と学力の保障　②全人的な発達・成長の保障　③身体的，精神的な健康の保障（安全・安心につながることができる居場所・セーフティネット）

課　題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や，高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方，変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり，結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され，その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加，貧困，いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下，教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど，加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化，人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立，今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念（自立・協働・創造）の継承
学校における働き方改革の推進
GIGAスクール構想の実現
新学習指導要領の着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで，従来の日本型学校教育を発展させ，「令和の日本型学校教育」を実現

3．2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- **新学習指導要領では，「個に応じた指導」を一層重視**し，**指導方法や指導体制の工夫改善により，「個に応じた指導」の充実を図る**とともに，コンピュータや情報通信ネットワークなどの**情報手段を活用するために必要な環境を整えること**が示されており，これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要
- GIGAスクール構想の実現による新たな**ICT環境の活用，少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め，「個に応じた指導」を充実していくことが重要**
- その際，**「主体的・対話的で深い学び」を実現**し，学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し，**個々の家庭の経済事情等に左右されることなく，子供たちに必要な力を育む**

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ，思考力・判断力・表現力等や，自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため，
  - ・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
  - ・特性や学習進度等に応じ，指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として，子供の興味・関心等に応じ，一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで，子供自身が学習が最適となるよう調整する

- 「個別最適な学び」が進められるよう，これまで以上に**子供の成長やつまずき，悩みなどの理解に努め，個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援**することや，**子供が自らの学習の状況を把握し，主体的に学習を調整することができるよう促していく**ことが求められる
- その際，ICTの活用により，**学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ，健康診断情報等を利活用**することや，**教師の負担を軽減**することが重要

それぞれの学びを一体的に充実し
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

②協働的な学び

- 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう，**探究的な学習や体験活動等を通じ，子供同士で，あるいは多様な他者と協働**しながら，他者を価値ある存在として尊重し，様々な社会的な変化を乗り越え，持続可能な社会の創り手となることができるよう，必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう，**一人一人のよい点や可能性を生かすことで，異なる考え方が組み合わさり，よりよい学びを生み出す**

- 知・徳・体を一体的に育むためには，教師と子供，子供同士の関わり合い，自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験，地域社会での体験活動など，様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が，AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより，異学年間の学びや，ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

子供の学び

幼児教育

- 小学校との円滑な接続，質の評価を通じPDCAサイクルの構築等により，質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら，全ての幼児が健やかに育つことができる

義務教育

- 新たなICT環境や先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成，多様な一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い，多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ，地域の構成員の一人や主権者としての意識を育成
- 生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や，社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体，企業，高等教育機関，国際機関，NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや，STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

特別支援教育

- 全ての教育段階において，インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ，全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え，通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

教職員の姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め，教職生涯を通じて学び続け，子供一人一人の学びを最大限に引き出し，主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し，多様なスタッフ等とチームとなり，校長のリーダーシップの下，家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信，新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され，志望者が増加し，教師自身も志気を高め，誇りを持って働くことができている

子供の学びや教職員を支える環境

- 小中高における１人１台端末環境の実現，デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実，校務の効率化，教育政策の改善・充実等
- ICTの活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備，学校施設の整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備
- 小中連携，学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

４．「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

◆ 全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため，これまで日本型学校教育が果たしてきた，**①学習機会と学力の保障**，**②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障**，**③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的，精神的な健康の保障**を学校教育の本質的な役割として重視し，継承していく
◆ 教職員定数，専門スタッフの拡充等の**人的資源**，ICT環境や学校施設の整備等の**物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割**
◆ 学校だけでなく**地域住民等と連携・協働**し，学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子供たちの成長を支えていく
◆ 一斉授業か個別学習か，履修主義か修得主義か，デジタルかアナログか，遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった**「二項対立」の陥穽に陥らず**，教育の質の向上のために，発達の段階や学習場面等により，**どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていく**
◆ **教育政策のPDCAサイクルの着実な推進**

全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現のための改革の方向性

（１） 学校教育の質と多様性，包摂性を高め，教育の機会均等を実現する

- 子供たちの資質・能力をより一層確実に育むため，基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし，社会性等を育むことができるよう，学校教育の質を高める
- 学校に十分な人的配置を実現し，１人１台端末や先端技術を活用しつつ，多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら，学校の多様性と包摂性を高める
- ICTの活用や関係機関との連携を含め，学校教育に馴染めないでいる子供に対して実質的に学びの機会を保障するとともに，地理的条件に関わらず，教育の質と機会均等を確保

（２） 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに，学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等，多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現，事務職員の校務運営への参画機会の拡大，教師同士の役割の適切な分担
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし，相互に連携・協働して，地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ，学校が家庭や地域社会と連携し，社会とつながる協働的な学びを実現

（３） これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- ICTや先端技術の効果的な活用により，新学習指導要領の着実な実施，個別に最適な学びや支援，可視化が難しかった学びの知見の共有等が可能
- GIGAスクール構想の実現を最大限生かし，教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで，様々な課題を解決し，教育の質を向上
- 教師による対面指導や子供同士による学び合い，多様な体験活動の重要性が一層高まる中で，ICTを活用しながら協働的な学びを実現し，多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成

（４） 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

- 修得主義や課程主義は，個人の学習状況に着目するため，個に応じた指導等に対する寛容さ等の特徴があるが，集団としての教育の在り方が問われる面は少ない
- 履修主義や年齢主義は，集団に対し，ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有し，一定の期間の中で，個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する一方，過度の同調性や画一性をもたらす可能性
- 義務教育段階においては，進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも，教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ，「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係も踏まえつつ，それぞれの長所を取り入れる
- 高等学校教育においては，その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討
- これまで以上に多様性を尊重，ICT等も活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実

（５） 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ，新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- 「新しい生活様式」も踏まえ，子供の健康に対する意識の向上，衛生環境の整備や，新しい時代の教室環境に応じた指導体制，必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても，関係機関等との連携を図りつつ，子供たちと学校との関係を継続し，心のケアや虐待の防止を図り，子供たちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見，誹謗中傷等を許さない
- 首長部局や保護者，地域と連携・協働しつつ，率先して課題に取り組み，学校を支援する教育委員会の在り方について検討

（６） 社会構造の変化の中で，持続的で魅力ある学校教育を実現する

- 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化する中，学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け，必要な制度改正や運用改善を実施
- 魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため，高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに，学校の配置や施設の維持管理，学校間連携の在り方を検討

５．「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

◆「令和の日本型学校教育」を構築し，全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びを実現するためには，**ICTは必要不可欠**
◆**これまでの実践とICTとを最適に組み合わせる**ことで，**様々な課題を解決**し，**教育の質の向上**につなげていくことが必要
◆ICTを活用すること自体が目的化しないよう留意し，**PDCAサイクルを意識し，効果検証・分析を適切に行う**ことが重要であるとともに，健康面を含め，ICTが児童生徒に与える影響にも留意することが必要
◆ICTの全面的な活用により，学校の組織文化，教師に求められる資質・能力も変わっていく中で，**Society5.0時代にふさわしい学校の実現**が必要

（１） 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- カリキュラム・マネジメントを充実させ，各教科等で育成を目指す資質・能力等を把握した上で，ICTを「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに，従来は伸ばせなかった資質・能力の育成や，これまでできなかった学習活動の実施，家庭等学校外での学びの充実
- 端末の活用を「当たり前」のこととし，児童生徒自身がICTを自由な発想で活用するための環境整備，授業デザイン
- ICTの特性を最大限活用した，不登校や病気療養等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援，個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等
- ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪とした，個別最適な学びと協働的な学びの実現

（２） ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 養成・研修全体を通じ，教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境の実現
- 養成段階において，学生の１人１台端末を前提とした教育を実現しつつ，ICT活用指導力の養成やデータリテラシーの向上に向けた教育の充実
- ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析，新時代に対応した教員養成モデルの構築等，教員養成大学・学部，教職大学院のリーダーシップによるSociety5.0時代の教員養成の実現
- 国によるコンテンツ提供や都道府県等における研修の充実等による現職教師のICT活用指導力の向上，授業改善に取り組む教師のネットワーク化

（３） ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される１人１台の端末は，クラウドの活用を前提としたものであるため，高速大容量ネットワークを整備し，教育情報セキュリティポリシー等でクラウドの活用を禁止せず，必要なセキュリティ対策を講じた上で活用を促進
- 義務教育段階のみならず，多様な実態を踏まえ，高等学校段階においても１人１台端末環境を実現するとともに，端末の更新に向けて丁寧に検討
- 各学校段階において端末の家庭への持ち帰りを可能とする
- デジタル教科書・教材等の普及促進や，教育データを蓄積・分析・利活用できる環境整備，ICT人材の確保，ICTによる校務効率化

各論（目次）

１．幼児教育の質の向上について
２．９年間を見通した新時代の義務教育の在り方について
３．新時代に対応した高等学校教育等の在り方について
４．新時代の特別支援教育の在り方について
５．増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について
６．遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について
７．新時代の学びを支える環境整備について
８．人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について
９．Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について

３．新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

（１）基本的な考え方

- 高等学校には様々な背景を持つ生徒が在籍していることから，生徒の多様な能力・適性，興味・関心等に応じた学びを実現することが必要
- 高等学校における教育活動を，高校生の学習意欲を喚起し，可能性及び能力を最大限に伸長するためのものへと転換
- 社会経済の変化や令和４年度から実施される新しい高等学校学習指導要領を踏まえた高等学校の在り方の検討が必要
- 生徒が高等学校在学中に主権者の１人としての自覚を深めていく学びが求められていることを踏まえ，学びに向かう力の育成やキャリア教育の充実を図ることが必要
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割や価値を踏まえ，遠隔・オンラインと対面・オフラインの最適な組み合わせを検討

（２）高校生の学習意欲を喚起し，可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化

① 各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）
- 各設置者は，各学校の存在意義や期待される社会的役割，目指すべき学校像を明確化する形で再定義

② 各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針の策定（スクール・ポリシーの策定）
- 各学校はスクール・ミッションに基づき，「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」の３つの方針（スクール・ポリシー）を策定・公表
- 教育課程や個々の授業，入学者選抜等について組織的かつ計画な実施とともに不断の改善が必要

③「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）
- 「普通教育を主とする学科」を置く各高等学校が，各設置者の判断により，学際的な学びに重点的に取り組む学科，地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等を設置可能とする制度的措置
- 新たな学科における教育課程においては，学校設定教科・科目や総合的な探究の時間を各年次にわたって体系的に開設，国内外の関係機関との連携・協働体制の構築，コーディネーターの配置

④ 産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成（専門学科改革）
- 地域の産官学が一体となり将来の地域産業界の在り方を検討，専門高校段階での人材育成の在り方を整理，それに基づく教育課程の開発・実践，教師の資質・能力の向上と施設・整備の充実
- 高等教育機関等と連携した先取り履修等の取組推進，3年間に限らない教育課程や高等教育機関等と連携した一貫した教育課程の開発・実施の検討

⑤ 新しい時代にこそ求められる総合学科における学びの推進
- 多様な開設科目という特徴を生かした教育活動を展開するため，教科・科目等とのつながりや2年次以降の学びとの接続を意識したカリキュラム・マネジメント，ICTの活用を伴った各高等学校のネットワーク化による他校の科目履修を単位認定する仕組みの活用，外部人材や地域資源の活用の推進

⑥ 高等教育機関や地域社会等の関係機関と連携・協働した高度な学びの提供
- 特色・魅力ある教育活動のため，地域社会や高等教育機関等の関係機関との連携・協働が必要
- 各学校や地域の実情に応じ，コンソーシアムという形も含めて関係機関との連携・協働をコーディネートする体制を構築
- 複数の高等学校が連携・協働して高度かつ多様なプログラムを開発・共有し，全国の高校生がこうした学習プログラムに参加することを可能とする取り組みの促進

（３）定時制・通信制課程における多様な学習ニーズへの対応と質保証

① 専門スタッフの充実や関係機関との連携強化，ICTの効果的な活用等によるきめ細やかな指導・支援
- SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進
- 多様な学習ニーズに応じたICTを効果的に利活用した指導・評価方法の在り方等の検討

② 高等学校通信教育の質保証
- 通信教育実施計画の作成義務化，面接指導等実施施設の教育環境の基準や少人数による面接指導を基幹とすべきことの明確化，教育活動等に関する情報公開の義務化等による質保証の徹底

（４）STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成

- STEAMのAの範囲を芸術，文化のみならず，生活，経済，法律，政治，倫理等を含めた広い範囲で定義し推進することが重要
- 文理の枠を超えて教科等横断的な視点に立って進めることが重要
- 小中学校での教科等横断的な学習や探究的な学習等を充実
- 高等学校においては総合的な探究の時間や理数探究を中心としてSTEAM教育に取り組むとともに，教科等横断的な視点で教育課程を編成し，地域や関係機関と連携・協働しつつ，生徒や地域の実態にあった探究学習を充実

（５）高等専修学校の機能強化

- 国による教育カリキュラムの開発，地域・企業等との連携を通じた教育体制の構築支援，好事例の収集・分析・周知

６．遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

（１）基本的な考え方

- ICTはこれからの学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠であり，心身に及ぼす影響にも留意しつつ，日常的に活用できる環境整備が必要
- 今般の新型コロナウイルス感染症のための臨時休業等に伴う遠隔・オンライン教育等の成果や課題については，今後検証
- ICTは教師と児童生徒との具体的関係の中で，教育効果を考えて活用することが重要であり，活用自体が目的化しないよう留意する必要
- 対面指導の重要性，遠隔・オンライン教育等の実践による成果や課題を踏まえ，発達の段階に応じ，ICTを活用しつつ，教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで，個別最適な学びと協働的な学びを展開

（２）ICTの活用や，対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実

① ICTの日常的な活用による授業改善

- ICTを日常的に活用できる環境を整え，「文房具」として自由な発想で活用できるようにし，「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かす

② 学習履歴（スタディ・ログ）など教育データを活用した個別最適な学びの充実

- データ標準化等の取組を加速
- 個々の児童生徒の知識・技能等に関する学習計画及び学習履歴等のICTを活用したPDCAサイクルの改善や，円滑なデータの引き継ぎにより，きめ細かい指導や学習評価の充実，学習を改善
- 全国の学校でCBTを活用した学習診断などができるプラットフォームの構築
- 学校現場における先端技術の効果的活用に向けた活用事例等の整理・周知

③ 全国的な学力調査のCBT化の検討

- 全国学力・学習状況調査のCBT化について専門的・技術的な観点から検討を行うとともに，小規模から試行・検証に取り組み，段階的に規模・内容を拡張・充実

④ 教師の対面指導と遠隔授業等を融合した授業づくり

- 発達の段階に応じて，学校の授業時間内において，対面指導に加え，目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材等を取り入れた授業モデルの展開

⑤ 高等学校における遠隔授業の活用

- 同時双方向型の遠隔授業について，単位数の算定，対面により行う授業の実施等の要件を見直し，対面指導と遠隔授業を融合させた柔軟な授業方法を可能化

⑥ デジタル教科書・教材の普及促進

- 学習者用デジタル教科書の効果・影響について検証しつつ，使用の基準や教材との連携等も含め，学びの充実の観点から今後の在り方等について検討
- 令和６年度の小学校用教科書改訂までの間においても，紙との併用が可能な環境下で学習者用デジタル教科書・教材の使用が着実に進むよう普及促進を図る

⑦ 児童生徒の特性に応じたきめ細かな対応

- 不登校児童生徒，障害のある児童生徒，日本語指導が必要な児童生徒を支援しやすい環境の構築に向け，統合型校務支援システムの活用や帳票の共通化等により，個別の支援計画等の作成及び電子化を推進
- 遠隔技術等を用いた相談・指導の実施，ICTを活用した学習支援，デジタル教材等の活用を推進
- 障害のある児童生徒に対する遠隔技術を活用した自立活動支援に係る実践的研究

⑧ ICT人材の確保

- 企業，大学等と連携し，地方公共団体がGIGAスクールサポーター，ICT支援員等のICT人材を確保しやすい仕組みの構築，人材確保・活用事例の全国展開
- 事務職員に対するICTに関する研修等の充実
- 教育委員会において，外部人材の活用も含めたICTの専門家の意思決定を伴う立場への配置促進，ICT活用教育アドバイザーの活用推進

（３）特例的な措置や実証的な取組等

① 臨時休業時等に学校と児童生徒等の関係を継続し学びを保障するための取組

- 感染症や自然災害等により，児童生徒等がやむを得ず登校できない場合における，学校の教育活動の継続，学びの保障の着実な実施に向けた制度的な措置等の検討・整理

② 学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用

- 学校で学びたくても学べない児童生徒（病気療養，不登校等）に対し，遠隔・オンライン教育を活用した学習を出席扱いとする制度や，成績評価ができる制度の活用促進に向けた好事例の周知，制度の活用状況の分析，より適切な方策の検討

③ 個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応

- 特異な才能のある児童生徒に対し，大学や研究機関等の社会の多様な人材・リソースを活用したアカデミックな知見を用いた指導に係る実証的な研究開発を推進
- 義務教育段階において，教科等の特質を踏まえつつ，教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける
- 特別な配慮を要する児童生徒に対し，特別の教育課程を編成し，学校外での受講も可能とする遠隔教育を行う特例的な措置を講じ，対面指導と遠隔教育とを最適に組み合わせた指導方法の研究開発を実施
- 高等学校段階において，家庭における同時双方向型オンライン学習を授業の一部として特例的に認め，対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化を検討

新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ（概要）
～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～

（令和２年１１月１３日）

第１章　高等学校教育を取り巻く現状と課題認識

- 高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験などを持つ生徒が在籍している現状を踏まえた教育活動が極めて重要
- 高校生の学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下しており、高校生の学習意欲を喚起するためのものへと転換することが必要
- 大学入学や就職等の出口のみを目標とすることなく、他分野に関する理解や、新たなことを学び、挑戦する意欲を育むための学びが不可欠
- 産業構造や社会システムの激変、少子化の進行等の社会経済の有り様を踏まえた高等学校教育の在り方の検討が必要

第２章　新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方

- 学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、社会性・人間性を育むといった社会的機能をも有するという高等学校の多面的な役割・在り方を再認識
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、生徒が長期間登校できない状況下において、ICTも最大限活用した学習保障の必要性が顕在化
- 遠隔・オンラインか対面・オフラインかという二元論に陥らず、最適な組合せによって、全ての生徒の可能性を引き出す学びの実現が必要

これらの前提を踏まえ、以下の方策を実施

第３章　高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

【１．各学科に共通して取り組むべき方策】

(1) 現代的な諸課題に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えて必要となる資質・能力の育成

- 国内外の大学、企業、地元市町村等の関係機関と連携した高度かつ多様な学びの提供

(2) 地域の実態に応じた多様な高等学校教育の実現

- 中山間地域・離島等に立地する小規模高等学校が教育課程の共通化・相互互換を図ることで、地理的制約を超えて教育資源を効果的に活用
- 都道府県は、地元市町村等との丁寧な意見交換を通じて公立高等学校の在り方を検討。その際、総合教育政策会議を活用した首長部局との連携も有効

(3) 各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）

- 各設置者が、各高等学校の存在意義や社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義

(4) 各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針（スクール・ポリシー）の策定

- 各高等学校は、高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものに再構築するため、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」（仮称）を策定・公表

(5) 地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働した学びの実現

→ 各高等学校の目的を踏まえ、地域社会や高等教育機関等との連携・協働を推進（例：地元市町村等との協働体制であるコンソーシアムの構築）

第３章　高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

【２．学科の特質に応じた教育活動の充実強化】

(1) 普通科改革

- 各設置者の判断により、「普通教育を主とする学科」として、下記のような特色・魅力ある学科の設置を可能化

【学際的な学びに重点的に取り組む学科】

…SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴って生じる諸課題に着目し、国際社会及び日本社会における課題の発見・解決に資する資質・能力を育成

…国内外の高等教育機関や国際機関、国の機関等との連携・協働により、大学教育の先取り履修や高大連携講座の仕組みの構築などを実施

【地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科】

…地元市町村を中心とする地域社会の有する課題・魅力に着目し、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する資質・能力を育成

…地元の市町村、高等教育機関、企業・経済団体等との連携・協働により、フィールドワークや事例研究、社会人講座などを実施

【その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科】　…上記２学科を参照しつつ育成を目指す資質・能力を設定し、関係機関との連携・協働した教育を実施

(2) 専門学科改革

- 産業界を核として地域の産官学が一体となって、将来の地域産業界・高等学校段階での人材育成の在り方を検討し、それに基づく教育課程を開発・実践
- 産業教育施設・設備の計画的な整備、これを支える財政的措置の充実、地元企業の施設の活用等の工夫による最先端の施設・設備に触れる機会を創出

(3) 新しい時代に求められる総合学科の在り方

- 多様な科目開設を実現するために、ICTも活用して他校の科目を履修して単位認定する仕組みの活用や、外部人材の活用を推進

第４章　定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証

【１．定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応】

- 制度創設時と異なり勤労青年に限らず多様な生徒が在籍している定時制・通信制課程の現状を踏まえ、多様な生徒のニーズにきめ細かく対応するため、SC・SSW等の専門スタッフの充実、関係機関との連携促進、ICTの効果的な活用、少年院在院者への高等学校教育機会の提供等を推進

【２．高等学校通信教育の質保証方策】

(1) 教育課程の編成・実施の適正化

- 各年度における添削指導・面接指導・試験の年間計画等を「通信教育実施計画」(仮称)として策定・明示することを義務付け
- 面接指導は少人数で行うことを基幹とすることや、集中スクーリングにおいて１日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること、多様なメディアを利用して行う学習の報告課題等に対する観点別学習状況の評価の実施、試験の実施時間・時期を適切に設定することなどを明確化

(2) サテライト施設の教育水準の確保

- 実施校の責任下におけるサテライト施設の把握・管理、情報開示の徹底、面接指導等実施施設の共通の基準に関して実施校と同等の教育環境を確保

(3) 多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

- 養護教諭、SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進を図るとともに、きめ細かく指導・支援を実現するための教諭等の人数を明確化

(4) 主体的な学校運営改善の徹底

- 法令に基づく学校評価の実施・公表の徹底とともに、「自己点検チェックシート」(仮称)に基づく自己点検の実施・公表
- 教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の開示を義務付け。ICTを基盤とした先端技術の効果的な活用に向けた実証研究を実施

１．（１）中央教育審議会での議論（「令和の日本型学校教育」の構築）

新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）
～多様な生徒が社会とつながり、
学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～
令和2年11月13日

本審議まとめは、我が国の高等学校教育の有する意義や役割について改めて整理した上で、「非連続的」とも言えるほどに急激に変化する社会経済の中で、生徒一人一人が自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることを後押しするために、「生徒を主語にした」高等学校教育を実現するべく、全ての高等学校における特色・魅力ある教育の実現に向けた方向性を示すものである。

（略）

本審議まとめにおいては、スクール・ミッションの再定義やスクール・ポリシーの策定、新しい学科の設置など、新たな提言が含まれているが、これらは全て新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、「カリキュラム・マネジメント」の実現、「総合的な探究の時間」や「理数探究」等の新たな科目等の実施といった方向性について、高等学校教育の現場において着実かつ強力に推進しようとするものであり、新学習指導要領の実施とあいまって、全ての高校生の学びを支え、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標に向かうものである。

１．（１）中央教育審議会での議論（「令和の日本型学校教育」の構築）

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）

中央教育審議会2021年1月26日

はじめに（抜粋）

本答申は，第Ⅰ部総論と第Ⅱ部各論から成っている。総論においては，まず，社会の変化が加速度を増し，複雑で予測困難となってきている中，子供たちの資質・能力を確実に育成する必要があり，そのためには，新学習指導要領の着実な実施が重要であるとした。その上で，我が国の学校教育がこれまで果たしてきた役割やその成果を振り返りつつ，新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ，2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし，その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学び」とした。ここでは，ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により，「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と，これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた，「協働的な学び」とを一体的に充実することを目指している。さらに，これを踏まえ，各学校段階における子供の学びの姿や教職員の姿，それを支える環境について，「こうあってほしい」という願いを込め，新学習指導要領に基づいて，一人一人の子供を主語にする学校教育の目指すべき姿を具体的に描いている。

１．（１）中央教育審議会での議論（「令和の日本型学校教育」の構築）

第Ⅰ部 総論（抜粋）

３．2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

○ このためには，２．（１）で述べてきた明治から続く我が国の学校教育の蓄積である「日本型学校教育」の良さを受け継ぎながら更に発展させ，学校における働き方改革とGIGAスクール構想を強力に推進しながら，新学習指導要領を着実に実施することが求められており，必要な改革を躊躇なく進めるべきである。

○ その際，従来の社会構造の中で行われてきた「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却し，本来の日本型学校教育の持つ，授業において子供たちの思考を深める「発問」を重視してきたことや，子供一人一人の多様性と向き合いながら一つのチーム（目標を共有し活動をともに行う集団）としての学びに高めていく，という強みを最大限に生かしていくことが重要である。

○ 誰一人取り残すことのない，持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け，学習指導要領前文において「持続可能な社会の創り手」を求める我が国を含めた世界全体で，SDGs（持続可能な開発目標）に取り組んでいる中で，ツールとしての ICT を基盤としつつ，日本型学校教育を発展させ，2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」と名付け，まずその姿を以下のとおり描くことで，目指すべき方向性を社会と共有することとしたい。

１．（１）中央教育審議会での議論（「令和の日本型学校教育」の構築）

（１）子供の学び

○ 全ての子供に基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ，思考力・判断力・表現力等や，自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するためには，教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや，子供一人一人の特性や学習進度，学習到達度等に応じ，指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」が必要である。

○ 基礎的・基本的な知識・技能や，言語能力，情報活用能力，問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として，幼児期からの様々な場を通じての体験活動から得た子供の興味・関心・キャリア形成の方向等に応じ，探究においての課題の設定，情報の収集，整理・分析，まとめ・表現を行う等，教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで，子供自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」も必要である。

○ 以上の「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」であり，この「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念が「個別最適な学び」である。

１．（１）中央教育審議会での議論（「令和の日本型学校教育」の構築）

○ これからの学校においては，子供が「個別最適な学び」を進められるよう，教師が専門職としての知見を活用し，子供の実態に応じて，学習内容の確実な定着を図る観点や，その理解を深め，広げる学習を充実させる観点から，カリキュラム・マネジメントの充実・強化を図るとともに，これまで以上に子供の成長やつまずき，悩みなどの理解に努め，個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや，子供が自らの学習の状況を把握し，主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる。

○ さらに，「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう，これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた，探究的な学習や体験活動などを通じ，子供同士で，あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら，あらゆる他者を価値のある存在として尊重し，様々な社会的な変化を乗り越え，持続可能な社会の創り手となることができるよう，必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要である。

１．（１）中央教育審議会での議論（「令和の日本型学校教育」の構築）

○　「協働的な学び」においては，集団の中で個が埋没してしまうことがないよう，「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげ，子供一人一人のよい点や可能性を生かすことで，異なる考え方が組み合わさり，よりよい学びを生み出していくようにすることが大切である。「協働的な学び」において，同じ空間で時間を共にすることで，お互いの感性や考え方等に触れ刺激し合うことの重要性について改めて認識する必要がある。人間同士のリアルな関係づくりは社会を形成していく上で不可欠であり，知・徳・体を一体的に育むためには，教師と子供の関わり合いや子供同士の関わり合い，自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験，地域社会での体験活動，専門家との交流など，様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が，AI 技術が高度に発達する Society5.0 時代にこそ一層高まるものである。

○　学校における授業づくりに当たっては，「個別最適な学び」と「協働的な学び」の要素が組み合わさって実現されていくことが多いと考えられる。各学校においては，教科等の特質に応じ，地域・学校や児童生徒の実情を踏まえながら，授業の中で「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし，更にその成果を「個別最適な学び」に還元するなど，「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し，「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要である。その際，家庭や地域の協力も得ながら人的・物的な体制を整え，教育活動を展開していくことも重要である。

１．（１）中央教育審議会での議論（「令和の日本型学校教育」の構築）

○ したがって，目指すべき「令和の日本型学校教育」の姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現」とする。

○ 以上のことを踏まえ，各学校段階において以下のような学びの姿が実現することを目指す。

③高等学校教育

○ 各高等学校においては，選挙権年齢や成年年齢が 18 歳に引き下げられるなど，生徒が高等学校在学中に，主権者の一人としての自覚を深めることを含め，自立した「大人」として振る舞えるようになることが期待されていることから，学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら，社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や，地域の課題等についての認識を深め，その解決を社会の構成員の一人として担う等，社会の形成に主体的に参画するために必要な資質・能力を身に付けられるよう，初等中等教育段階最後の教育機関として，高等教育機関や実社会との接続機能を果たしている。

１．（１）中央教育審議会での議論（「令和の日本型学校教育」の構築）

○　そのなかで，各高等学校においては，多様な生徒の興味・関心や特性，背景を踏まえて，特色・魅力ある教育活動が行われるとともに，特別な支援が必要な生徒に対する個別支援が充実しており，また，地方公共団体，企業，高等教育機関，国際機関，NPO等と連携・協働することによって地域・社会の抱える課題の解決に向けた学びが学校内外で行われ，生徒が自立した学習者として自己の将来のイメージを持ち，高い学習意欲を持って学びに向かっている。

○　学校と社会とが連携・協働することにより，多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びが実現されるとともに，STEAM教育などの実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学びが提供されている。

１．（１）中央教育審議会での議論（「令和の日本型学校教育」の構築）

第Ⅱ部 各論（抜粋）
３．新時代に対応した高等学校教育等の在り方について
（１）基本的な考え方

○ （略）高校教育を取り巻く状況をみると，産業構造や社会システムが「非連続的」とも言えるほどに急激に変化しており，少子化の進行によって，高等学校としての教育的機能の維持が困難となっている地域・学校も生じているなど社会経済の有り様を踏まえた高等学校の在り方の検討が必要である。高等学校は初等中等教育段階最後の教育機関として，高等教育機関や実社会との接続機能を果たすことが求められており，また，選挙権年齢や成年年齢が 18 歳に引き下げられることなどを踏まえ，生徒が高等学校在学中に主権者の一人としての自覚を深めていくための学びが求められている。このため，高等学校においては，社会経済の変化を踏まえながら，自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていけるよう，２．（２）①で述べた義務教育段階での取組をより発展させる形で，学びに向かう力の育成やキャリア教育の充実を図ることが必要である。

１．（１）中央教育審議会での議論（「令和の日本型学校教育」の構築）

○ 高等学校の在り方の検討に当たっては，令和４（2022）年度から新しい高等学校学習指導要領が年次進行で実施されることを見据えて，現在在籍している生徒及び今後入学してくる生徒の可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びが実現されるよう検討を進める必要がある。

○ また，新型コロナウイルス感染症対応においては，緊急時においても生徒の学びを保障するために，遠隔・オンライン教育の活用を含めた柔軟な取組が行われたところである。こうした中，感染拡大を通じて再認識された高等学校の福祉的機能（安全・安心な居場所の提供）や社会的機能（社会性・人間性の育成）といった役割や価値も踏まえ，遠隔・オンラインか対面・オフラインかという二元論に陥ることなく，高等学校の役割を最大限に果たすために，その最適な組合せを探ることが必要である。

目次

1. 中央教育審議会での議論
   - （１）「令和の日本型学校教育」の構築について
   - （２）中央教育審議会での議論を踏まえた通信制課程の在り方

2. 各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改正
   - （１）各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
   - （２）高等学校における「三つの方針」の策定・公表

3. 高等学校通信教育の質保証を図るための制度改正
   - （１）通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
   - （２）サテライト教育施設の教育水準の確保
   - （３）多様な生徒へのきめ細かな対応
   - （４）主体的な学校運営改善の徹底

１．（２）中央教育審議会での議論を踏まえた通信制課程の在り方

通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）

はじめに（抜粋）

さらには、近年の情報通信技術（ICT）の急速な進展に伴い、高等学校通信教育の質を飛躍的に向上させ得るような、ICTを効果的に活用した新しい学びの形が生まれてきており、通信教育の特長を生かした学びの在り方についても一層の多様化が進んでいる。本調査研究協力者会議において審議を進めていた最中には、世界は新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機的事態に直面することとなり、こうした事態は、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）化を大きく促進させ、学校教育についても、ICTを効果的に活用した学びの在り方に大きな注目が集まることとなった。高等学校通信制課程では、教科書や学習教材等に基づき自学自習を中心とする学習スタイルをとりながら、多くの学校において、これまでも、学習意欲を喚起して自律的に学習を進めることができるよう、放送やインターネット等の多様なメディアを活用した学習を取り入れてきているところであり、こうした各学校におけるICTを活用した日頃からの多様な実践については、今般の危機的事態の中では「強み」として認識されることとなった。

１．（２）中央教育審議会での議論を踏まえた通信制課程の在り方

通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議
（審議まとめ）

はじめに（抜粋）

一方で、高等学校通信制課程には、きめ細かな指導・支援を希望する多様な背景を持つ生徒が多く在籍する中で、こうした未曾有の事態が続く状況下では、生徒や保護者の不安に正面から向き合い、個々の生徒の状況に応じた学習相談や教育相談等のきめ細かな指導・支援が必要なことがより一層実感されることとなった。こうした経験を契機にして、高等学校通信制課程についても、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割、一人一人の生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的な役割、教室内外の活動において他の生徒と学び合い、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することで社会性・人間性を育むといった社会的な役割をも有しているといった、通信制課程が高等学校として有する多面的な役割についても改めて再認識されることとなった。

１．（２）中央教育審議会での議論を踏まえた通信制課程の在り方

高等学校通信制課程は、初等中等教育最後の教育機関として、すなわち高等学校の一課程として、その役割及び責任は極めて大きなものであることは言うまでもなく、その教育を通じて、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関や社会での活動へと接続させていくことが期待されるとともに、生徒一人一人について、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことが求められるものである。これからの時代の高等学校通信教育の発展に向けては、こうした役割及び責任を再確認した上で、時代の変化・役割の変化に応じながら、勤労青年を生徒像として念頭に置く制度化当初の考え方から転換を図り、今日的な生徒像に応じたきめ細かな教育を実現するとともに、ICTを効果的に活用し、通信教育の特長を生かした学びの在り方を絶えずアップデートしていくことがより一層期待されていると言えよう。

１．（２）中央教育審議会での議論を踏まえた通信制課程の在り方

しかしながら、高等学校通信制課程の中には、未だに不適切な学校運営や教育活動等が行われる学校も一部に見受けられることも事実である。とりわけ広域の通信制課程を置く高等学校が展開するサテライト施設においては、その教育環境や運営の在り方等の適切性を巡って、多くの課題が指摘されている。一部の学校における不適切な事案が、高等学校通信制課程全般に対する社会の信頼を揺るがし、ひいては、通信制課程で懸命に学ぶ生徒や、生徒一人一人に真摯に向き合う教職員をはじめ、生徒の学び第一の視点に立って高等学校通信制課程を支える関係の方々の努力に疑念が向けられるようなことは決してあってはならず、早急に改善が図られなければならない。

（略）

また、新時代の高等学校通信教育への転換を図るに当たっては、学習者本位の視点に立って、教育課程全体や各教科等の学びを通じて、「何ができるようになるのか」という観点から、育成を目指す資質・能力を整理した上で、通信制課程特有の教育方法を基礎として、学びの質を重視した学習指導及び学習評価の改善を図っていくことが何よりも重要である。これらは、令和４年度から年次進行で実施される新高等学校学習指導要領が目指す方向性そのものであり、高等学校通信制課程も、高等学校の一課程として、まずもってその着実な実施を進めていくことが期待されるものである。

２．（１）各高等学校に期待される社会的役割の再定義

第Ⅱ部 各論（抜粋）
３．新時代に対応した高等学校教育等の在り方について
（２）高校生の学習意欲を喚起し，可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化

①各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化
（スクール・ミッションの再定義）

○ 高等学校は，義務教育を修了した生徒が入学者選抜を経て入学するものであることから，各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にするために，各学校の設置者が，各学校や所在する地方公共団体等の関係者と連携しつつ，在籍する生徒の状況や意向，期待に加え，学校の歴史や伝統，現在の社会や地域の実情を踏まえて，また，20 年後・30 年後の社会像・地域像を見据えて，各学校の存在意義や各学校に期待されている社会的役割，目指すべき学校像を明確化する形で再定義することが必要である。